

千葉県選挙管理委員会告示第3号

平成31年4月7日執行予定の千葉県議会議員一般選挙につき、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成30年政令第336号）第1条の規定で読み替える公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日及び登録日は次のとおりである。

平成31年3月12日

千葉県選挙管理委員会委員長 山本宏行

1 基準日

平成31年3月28日。

ただし、年齢の算定については、平成31年4月7日とする。

2 登録日

平成31年3月28日